

新2年生の保護者の皆さまへ

重要

ご進級おめでとうございます。

岡山県高等学校PTA連合会 生徒総合補償制度

(学生・こども総合保険)

さまざまなケガを

24時間補償

休日や放課後も対応

保険料は団体割引

15% 適用

個人賠償責任は
ご家族も補償対象(国内外)

示談交渉サービス付
(国内のみ)



新2年生の方へのご注意

1年生入学時に、ご加入されなかった方へのご案内です。
既にご加入済の方は、お手数ですが破棄ください。

お申込締切日は

2020年3月25日(水)まで

※手続きが遅れた場合、ご加入いただくことができませんので、ご注意ください。
※このパンフレットには〈別紙〉があります。ご加入前に必ずお読みください。

岡山県高等学校PTA連合会

生徒総合補償制度の特長

こんなときにお役に立ちます。

※ご加入のプラン内容により
補償される項目が異なります。

1

■さまざまなケガを補償

生徒の不慮の事故によるケガを24時間365日補償します。

- 通学途上(自転車、徒歩、バス、電車等)
- 体育授業中やクラブ活動中のケガ
- ボランティア活動中のケガ
- 学校外での日常生活(ご家庭内、スポーツやレジャー中等)でのケガ
- 食中毒になったとき
(国内外を問いません。)

○学校内でのケガ



○バス通学途中でのケガ



○スポーツによるケガ



○歩行中に自動車にはねられてのケガ



○食中毒になったとき



2

■学資費用

生徒の扶養者が偶然な事故で亡くなってしまったり重度後遺障害が生じ生徒が扶養されなくなった場合、授業料等学校に納付した費用を、お支払い対象期間の各年度につき学資費用保険金額を限度として実費をお支払いします。(国内外を問いません。)

※お支払い対象期間とは、扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、加入者証等記載の学業費用補償特約の終期までをいいます。

3

■賠償責任

生徒およびご家族が過って他人にケガをさせたり、他人の財物を壊して、損害賠償金を支払わなければならなくなった場合、保険金をお支払いします。(国内外を問いません。示談交渉は日本国内のみ対象)

※賠償金額の決定には引受保険会社の事前の承認が必要です。

※ご家族も被保険者となります。被保険者の範囲は8ページ「契約概要のご説明」の「1.(1)商品の仕組み」をご参照ください。

授業中、部活動中等のいわゆる学校管理下の事故の場合、学校の管理責任を問われるケースが多いと考えられます。本補償で対象となるのは生徒が法律上の賠償責任を負った部分のみとなりますのでご注意ください。

.....
自転車事故でも高額賠償判決が出ています！

自転車による加害事故例

約9,521万円の賠償判決

裁判
事例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

○自転車で通行人に
ケガをさせた



■団体割引の適用

岡山県高等学校PTA連合会のスケールメリットを活かした団体割引15%が適用されます。

■手続きが簡単

加入申込票にご記入のうえ、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にてお振込みいただくだけです。ご卒業予定までの長期契約となっておりますので、1回のお手続きのみで卒業までご安心です。

こんな場合に保険金をお支払いします。 (X2型の場合)

例1 傷 害

体育の授業中、サッカーをされていて転倒し、ひざのじん帯を断裂した。
(入院21日、通院10日、入院中に手術あり)

入院	(日額) 6,400円× 7日= 44,800円
	(日額) 3,200円× 14日= 44,800円
通院	(日額) 2,100円× 10日= 21,000円
手術保険金	3,200円× 10倍= 32,000円
保険金の合計	142,600円

例2 傷 害

地震で自宅の荷物が崩れ足を骨折した。
(入院10日、通院10日)

入院	(日額) 6,400円× 7日= 44,800円
	(日額) 3,200円× 3日= 9,600円
通院	(日額) 2,100円× 10日= 21,000円
保険金の合計	75,400円

例3 傷 害

自転車で通学中転んで足をねんざした。
(通院15日)

通院	(日額) 4,200円× 7日= 29,400円
	(日額) 2,100円× 8日= 16,800円
保険金の合計	46,200円

例4 傷 害

細菌性食中毒になった。
(入院3日、通院2日)

入院	(日額) 6,400円× 3日= 19,200円
通院	(日額) 4,200円× 2日= 8,400円
保険金の合計	27,600円

例5 学 資 費 用

父親が海外出張の際、航空機事故により亡くなられた。(生徒が高校2年生の3月で学費未払1年)

学資費用	授業料(実費) 700,000円× 1年
保険金の合計	700,000円

例6 賠 償 責 任

自転車で通学途中、停まっている車にぶつかった。

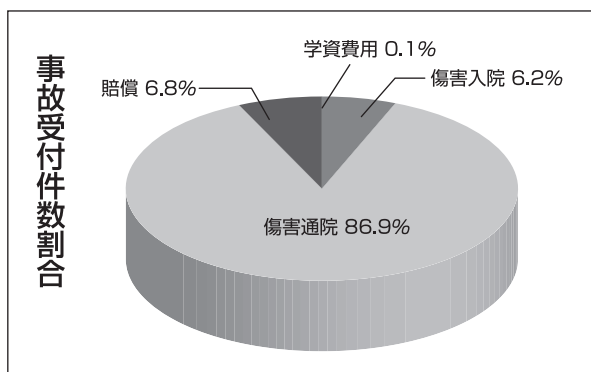
自動車修理代	220,000円
代車費用	50,000円
保険金の合計	270,000円

●過去3年間 (2016.9.1~2019.8.31) で多くの方にご利用いただいています。

- ・ 3年間の事故支払件数・・・1,581件
- ・ お支払いした保険金・・・64,024,312円

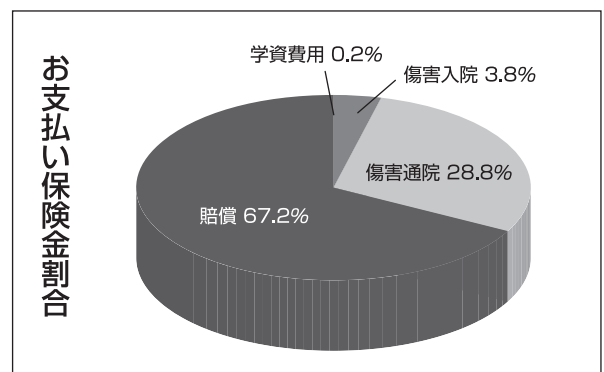
<事故内容の内訳>

ケガによる入院、通院の受付が全体の約93%を占めています。



<お支払い保険金の内訳>

賠償によるお支払いが全体の約67%を占めています。



保険金額と保険料

団体割引 15%適用

⑨天災危険補償特約：地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガを補償

補償タイプ 補償内容		X2型	S2型	A2型	B2型
傷 害	死亡・後遺障害保険金額	141.0 万円	133.1 万円	120.4 万円	114.5 万円
	入院保険金日額 (1日につき) ※1	はじめの 7日間 6,400円	はじめの 7日間 6,000円	2,700円	2,000円
		8日目 以降 3,200円	8日目 以降 3,000円		
	通院保険金日額 (1日につき)	はじめの 7日間 4,200円	はじめの 7日間 3,400円	1,700円	1,000円
		8日目 以降 2,100円	8日目 以降 1,700円		
	「天災危険」補償 (地震等⑨)	○	○	○	—
	「細菌性食中毒および ウイルス性食中毒」補償	○	○	○	—
学資費用保険金額(傷害事故)※2		70万円限度	50万円限度	50万円限度	40万円限度
賠償責任保険金額 (記録情報限度額：500万円)		3億円限度	2億円限度	1億円限度	1億円限度
保 険 料 【2年分】		24,200円	20,700円	17,200円	11,700円
制 度 維 持 費 【2年分】		300円	300円	300円	300円
保 険 料 【2年分】 維持費合計 一時払		24,500円	21,000円	17,500円	12,000円

●上記は職種級別A(学生・生徒等)の保険料です。学生・生徒の方が職業に就かれている場合(アルバイトを除きます。)

は、保険料が異なることがありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

※1 手術保険金は、入院中に受けた手術の場合は入院保険金日額の10倍、それ以外の手術の場合は入院保険金日額の5倍をお支払いします。

※2 学資費用保険金の学業費用支払対象期間は2022年3月31日までとなります。

補償期間

**2020年4月 1 日午前0時より
2022年3月31 日午後4時まで (約2年間)**

※本契約の保険期間は2019年4月23日午前0時から2022年3月31日午後4時まで約3年間の保険であり、その契約に上記の期間中途加入することになります。

加入者証のお届けは2020年6月下旬頃の予定です。

(加入者証到着まで、払込受領証および本パンフレットを大切に保管ください。)

お申込方法

新2年生の保護者の方へ

1年生入学時に、ご加入されなかった方へのご案内です。
既にご加入済の方は、お手数ですが破棄してください。

お申込みは別添、「生徒総合補償制度」加入申込票(郵便払込取扱票)に必要事項をご記入・
ご署名のうえ、保険料等合計額を、お近くのゆうちょ銀行・郵便局にてお振込みください。

申込締切日：2020年3月25日(水)

手続きが遅れた場合、ご加入いただくことができませんので、ご注意ください。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さま
のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確
認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認くださいよう願ひ申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社
までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点で**お客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明で
ご確認ください。**万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

「重要事項のご説明」に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入申込票への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。

内容をよくご確認ください、加入申込票に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令と
して取り扱うことがあります。

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？

または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。

上記のうち欄がないものについての確認は不要となります。

生活サポートサービス

ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。学生・子ども総合保険など*にご加入のお客さま
とその同居のご家族の方専用サービスです。

*詳しくは、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

■健康・医療相談
■医療機関総合情報提供 等

介護

■介護に関する情報提供
■介護に関する悩み相談 等

暮らしの相談

■暮らしのトラブル相談
■暮らしの税務相談

情報提供・
紹介サービス

■子育て相談(12才以下)
■暮らしの情報提供 等

□ 三井住友海上ホームページの「健康・介護ステーション」でも健康・医療、介護に関する情報をご提供します。

*サービス受付のご利用時間・電話番号(通話料無料)は、ご加入後にお届けする加入者証の案内などをご覧ください。 *お使いの電話回線により、
ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。 *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。
海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。 *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、
あらかじめご了承ください。

生徒総合補償制度の補償内容（概要）

※印を付した用語については、6～7ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人（定めなかった場合は被保険者の法定相続人）にお支払いします。 (注) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	① 保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ③ 自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ④ 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ⑤ 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ⑥ 外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ⑦ 戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。） ⑧ 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ（天災危険補償特約をセットする場合はお支払対象となります。） ⑨ 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ⑩ 入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ⑪ 原因がいかんときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ⑫ 原因がいかんときでも、頸（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合には、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ⑬ 乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ⑭ 下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ など
	後遺障害保険金 保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100％～4％をお支払いします。 (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度※と同一の保険年度に生じた事故によるケガ※に対して既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、各保険年度ごとにお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 保険期間中の事故によるケガ※のため、入院※された場合	〔入院保険金日額〕×〔入院※した日数〕をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては保険金をお支払いしません。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(注) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットする場合はお支払対象となります。）
	手術保険金 保険期間中の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合…〔入院保険金日額〕×10 ② ①以外の手術の場合…〔入院保険金日額〕×5 (注) 1事故に基づくケガ※について、1回の手術に限ります。また、1事故に基づくケガ※について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	〔補償対象外となる運動等〕 山岳登山はん（※1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（※2）操縦（※3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（※4）搭乗、ジャイロブレーン搭乗 その他これらに類する危険な運動 （※1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリックライミングを含みます。）をいいます。 （※2）グライダーおよび飛行船を除きます。 （※3）職務として操縦する場合を除きます。 （※4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラブレーン等をいいます。）を除きます。
傷害	通院保険金 保険期間中の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注) 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギブス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとしなします。	〔通院保険金日額〕×〔通院※した日数〕をお支払いします。 (注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては保険金をお支払いしません。また、お支払いする日数は90日が限度となります。 (注2) 入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注3) 通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	学資費用保険金 ★学業費用補償特約 扶養者※が、保険期間中の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり、重度後遺障害※の状態になられた場合	被保険者が負担された学資費用※の実額をお支払いします。 (注1) 学業費用支払対象期間※中に発生した学資費用に限ります。 (注2) 保険金のお支払額は、支払年度※ごとに、学資費用保険金額が限度となります。 (注3) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	● 保険契約者、被保険者、扶養者※または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ● 扶養者のケガが、傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」の②～⑧および⑩に該当する場合 ● 入浴中の溺水※（ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。） ● 扶養者が「保険金をお支払いする場合」に該当された時に、被保険者を扶養されていない場合 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任保険金 ☆賠償責任条項の一部変更に関する特約セット	次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負った場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 ^(※1) を壊したりしたこと。 ア、住宅 ^(※2) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ、被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託物 ^(※3) の破損、紛失または盗取 ^(※4) (住宅 ^(※5) 内保管中または一時的に住宅 ^(※5) 外で管理している間に限ります)。 (※1) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (※2) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (※3) 「補償対象受託物」とは、被保険者が他人(レンタル業者を含みます)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、右記の「補償対象外となる主な『受託物』」を除きます。 (※4) 上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物 ^(※3) につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (※5) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、次のとおりです。なお、アおよびウからオまでの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者※および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者とします。 ア、本人、イ、親権者およびその他の法定の監督義務者、ウ、配偶者、エ、本人・親権者・配偶者と同居の本人・配偶者の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)、オ、本人・親権者・配偶者と別居の本人・配偶者の未婚の子	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(判決による遅延損害金を含みます)および訴訟費用 ^(※) 等をお支払いします。 (※) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額(500万円)または賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した左記「保険金をお支払いする場合」①の事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます)が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 [補償対象外となる主な「受託物」] 通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます)・原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます)・航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、P5傷害保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」に記載の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(畳、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物 など	●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者の職務遂行(アルバイトおよびインターンシップを除きます。)に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●被保険者の使用人(家事使用人を除きます)が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者と世帯を同じくするまたは同居する親族※に対する損害賠償責任 ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任(「保険金をお支払いする場合」②による損害賠償責任には適用しません。) ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等※の車両(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、船舶、航空機、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による補償対象受託物の損害 ●自動車等の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中の事故による補償対象受託物の損害 ●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による補償対象受託物の損害 ●補償対象受託物に生じた自然発火または自然爆発 ●偶然な外来の事故に直接起因しない補償対象受託物の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害 ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・剥がれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による補償対象受託物の損害 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による補償対象受託物の損害 ●引き渡し後に発見された補償対象受託物の破損による損害賠償責任 ●補償対象受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に補償対象受託物を使用したことに起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱※、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害賠償責任 ●左記の「補償対象外となる主な『受託物』」の損害 など

- 天災危険補償特約をセットした場合、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ※の場合も、傷害保険金、学業費用補償特約の規定による学資費用保険金をお支払いします。
- 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約をセットした場合、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒をケガ※に含め、保険金をお支払いします。
- 入院保険金および通院保険金の7日間2倍支払特約をセットした場合、傷害保険金の入院保険金または通院保険金をお支払いする場合に該当した期間の入院※または通院※の最初の7日間に対して入院保険金または通院保険金の2倍の額をお支払いします。
(注) 1回の事故で入院、通院の両方がある場合には、合計で7日間までが2倍支払いの対象となります。なお入院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガ※をされた場合でも、2倍のお支払いをする日数は最初の入院保険金をお支払いする場合に該当した日から起算します。
- すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

※印の用語のご説明

- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含みます。ただし、B2型の場合、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒
(※) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…と続きます。ただし、保険期間中に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。
- 「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者または扶養者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者または扶養者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

- 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医師診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
 - ②先進医療[※]に該当する診療行為^(※2)
 - (※1) ①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医師診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 - (※2) ②の診療行為は、治療[※]を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 「先進医療」とは、手術[※]を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限り。）をいいます。
 なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療[※]を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
- 「重度後遺障害」とは、後遺障害[※]のうち、両眼の矯正視力が0.02以下になった場合、神経系統の機能等に著しい障害を残し、随時介護を要する場合等をいいます。
- 「学業費用支払対象期間」とは、扶養者[※]が扶養不能状態となった日の翌日から、加入者証等記載の学業費用補償特約の終期までの期間をいいます。
- 「学資費用」とは、在学または進学する学校に納付する費用のうち、在学期間中に毎年必要となる授業料、施設設備費、実験・実習費、体育費、施設設備管理費等をいいます。
- 「支払年度」とは、初年度については、支払対象期間開始日^(※1)から1年以内に到来する支払対象期間終了日^(※2)の応当日までをいいます。次年度以降については、支払対象期間終了日^(※2)の応当日から1年間をいいます。
 (※1) 扶養者[※]が扶養不能状態となった日の翌日をいいます。(※2) 加入者証等記載の学業費用補償特約の終期をいいます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
 (※) いずれもそのための練習を含みます。
- 「乗用具」とは、自動車等[※]、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者[※]および3親等内の姻族をいいます。
- 「扶養者」とは、被保険者を扶養する方で、加入者証等に記載された方をいいます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情（内縁関係）にある方を含みます。
- 「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること等をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等[※]を運転することをいいます。
- 「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。
- 「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
 - ・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
 - ・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）
 ただし、長管骨を含めギプス等[※]の固定具を装着した場合に限り。また、
 - ・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限り。

お申込み・お問い合わせは

引 受 幹 事 保 険 会 社	引 受 保 険 会 社
三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山第一支社 〒700-8660 岡山市北区幸町8-22 TEL 086-225-0835 取扱代理店：MS中国株式会社 岡山支店 〒700-8660 岡山市北区幸町8-22 TEL 086-221-2576	三井住友海上火災保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 Chubb損害保険株式会社

事故の際のご連絡先

24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
0120-258-189（無料）

事 故 は い ち 早 く

ご連絡の際は、「岡山県高等学校PTA連合会の学生・こども総合保険に加入しています」という旨をお申し出ください。

保険金の請求に関するお問い合わせ 三井住友海上火災保険株式会社 関西傷害疾病第二保険金お支払いセンター
 TEL 06-6229-2628 月曜日から金曜日（祝日除く）9:00～17:00

ご 注 意

- この保険は岡山県高等学校PTA連合会が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ保険会社に支払います。なお、保険契約者が保険会社に保険料を支払わなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、保険会社は返還保険料を保険契約者にお支払いします。
- お申込人となれる方は岡山県高等学校PTA連合会加盟高校の単位PTAに所属する会員のご家族である生徒(入学等手続きを終えた方を含む)の保護者に限ります。この制度で被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、岡山県高等学校PTA連合会加盟高校の単位PTAに所属する会員のご家族である生徒の方(入学等手続きを終えた方を含みます。)です。
(注)入学等手続きを終えた方とは、入学に必要な書類を提出のうえ、入学金その他の費用を納入し、学校の定める手続きを終了した方をいいます。
- この制度で扶養者となれる方は原則として被保険者の親権者(被保険者が成年である場合を除きます。)*で、かつ、被保険者と同居し、被保険者の属する世帯の生計を維持している方とします。
- ご加入いただいた後にお届けする加入者証は、内容をご確認のうえ、大切に保管してください。
- この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です。引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社およびその引受割合は次のとおりです。
三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社) 引受割合 54% 東京海上日動火災保険株式会社 引受割合 44% Chubb損害保険株式会社 引受割合 2%
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。
- お客さまのご加入内容が登録されることがあります。
損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。
- 保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡**
保険金をお支払いする場合に該当したときは、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する契約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。

＜示談交渉サービス＞

日本国内において発生した、賠償責任条項の対象となる賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)*について被保険者のお申出があり、かつ被保険者の同意が得られれば、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお引受けいたします。また、日本国内において発生した賠償事故(受託物の破損、紛失または盗取を除きます。)*で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。

＜示談交渉を行うことができない主な場合＞

- 1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が賠償責任条項で定める保険金額を明らかに超える場合
- 相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合
- 相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合
- 被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

10. 保険金支払いの履行期

引受保険会社は、保険金請求に必要な書類(*1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認(*2)を終えて保険金をお支払いします。(*3)

- (※1) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。
- (※2) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。
- (※3) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。

11. 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)*が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社が求める書類をご提出いただきます。ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

【ご提出いただく書類】以下の書類のうち引受保険会社が求めるもの

- ・引受保険会社所定の保険金請求書
 - ・引受保険会社所定の同意書
 - ・事故原因・損害状況に関する資料
 - ・被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、健康保険証(写)等)
 - ・引受保険会社所定の診断書
 - ・診療状況申告書
 - ・公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書
 - ・死亡診断書
 - ・他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類
 - ・損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類
 - ・引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類
- 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。

12. 代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいなかった場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)*が保険金を請求できることがあります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、**代理請求人となれる方にも必ずご説明ください。**

(注) ①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*)」

②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」

③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合

「上記①以外の配偶者(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」

(*) 法律上の配偶者に限ります。